



節税効果だけじゃない！スムーズな相続につながる 生命保険の非課税枠活用方法

不動産や預金、金融商品などの財産が一定規模以上の場合、相続税の対象となります。投資用不動産という大きな財産を持つ賃貸経営者としては、その相続税対策が悩みの種ですね。「家族にできるだけ多くの財産を残したい」「相続の煩わしさがないようにしてあげたい」そんなとき検討したいのが生命保険の活用です。

【法定相続人×500万円】の 相続税非課税枠の計算方法

【質問】父親であるAが死亡し、妻のBに生命保険金2000万円が支払われました。AとBにはCとDという2人の子がいます。この場合、Bが受け取った保険金にはどのように相続税がかかりますか？

ここで押さえておきたいのは、生命保険金には相続税の「非課税枠」が用意されている点です。保険料の全部または一部を被相続人が負担していた生命保険の保険金は、相続税の課税対象とされる一方で、受取人が法定相続人であれば一定額まで非課税とされます。非課税枠は次の計算式で算出されます。

非課税枠=500万円×法定相続人の数(※)

- 要件1▶ 被相続人が被保険者であり
契約者(保険料負担者)である生命保険
- 要件2▶ 保険金の受取人が法定相続人

この一家の場合、法定相続人は妻B、子C・Dの計3名。つまり $500\text{万円} \times 3\text{名} = 1500\text{万円}$ が非課税の扱いとなり、Bの受け取った保険金2000万円は500万円のみが課税対象となります。現金であれば2000万円まるごとが課税対象となるところ、生命保険を活用したことでの大きな節税になったのです。

【受取人固有の財産】 メリット・デメリットを知っておこう

ところで、生命保険金は、厳密には相続財産ではなく「みなし相続財産」であることはご存じでしょうか。本来、生命保険金は契約に基づいて受取人が受け取る「受取人固有の財産」と考えられます。あくまで「税務上は相続財産」であるだけで、原則としては遺産分割協議の対象にもならない「受取人の財産」なのです。

発行元：株式会社アート不動産

〒790-0952 愛媛県松山市朝生田町5-3-34 1F
TEL.089-986-7059 FAX.089-986-7061

ART TIMES 2021年4月号

2021年4月発行(毎月1回発行)

オーナー様向けニュースレター

ART TIMES 04

April
2021



コンセプト賃貸に挑戦! 猫好き入居者の心を捉える 「猫部屋」をつくろう

リノベーションファイル No.016
閑散期にも関わらず家賃 3,000 円 UP で
リフォーム完了から僅か 12 日で成約に繋がる

節税効果だけじゃない! スムーズな相続につながる 生命保険の非課税枠活用方法

 アート不動産